

石油製品安定供給確保支援事業等の実施及び災害時情報収集システムの運用について(資源エネルギー庁長官宛て)

災害による大規模な停電時に自家発電設備が速やかに活用されていない住民拠点SS	
14か所の国庫補助金交付額(1)(支出)	3 1 8 8 万円
財産処分手続が適正にとられていない住民拠点SS46か所を運営する25事業主体の 自家発電設備の財産処分時点における残存簿価相当額に係る	
国庫補助金相当額(2)(支出)	7 7 5 1 万円
災害時情報収集システムの整備及び運用に係る契約の支払額(3)(支出)	4 5 4 8 万円
(1)、(2)及び(3)の計(支出)	1 億 5 4 8 7 万円

1 石油製品安定供給確保支援事業等及び災害時情報収集システムの概要

(1) 石油製品安定供給確保支援事業等の概要

資源エネルギー庁は、災害時におけるガソリン、軽油等の石油製品の安定供給の確保を目的として、地域の燃料供給拠点となる自家発電設備を備えた給油所である住民拠点サービスステーション(以下「住民拠点SS」)を全国に整備するため、揮発油販売業者等の自家発電設備等の設置費用を補助する石油製品安定供給確保支援事業等を実施している。そして、同庁は、交付要綱に基づき、自家発電設備等を設置して住民拠点SSを運営する揮発油販売業者等(以下「事業主体」)に対して、一般社団法人全国石油協会を通じて、国庫補助金(当該国庫補助金により事業主体が実施する事業を「補助事業」)を交付している。

(2) 災害時情報収集システムの概要

同庁は、石油製品安定供給確保支援事業等の実施に併せて、災害時における住民拠点SSの営業状況等を迅速かつ効率的に把握して公表できるようにするためのシステムである災害時情報収集システム(以下「災害情報システム」)の整備及び運用を行っている。また、交付要綱等によれば、事業主体は、国庫補助金の交付を受けるに当たって、当該事業主体が運営する住民拠点SSとしての基礎情報(運営会社、給油所名、電話番号、住所等)を災害情報システムに登録し、当該基礎情報の一覧を平時から同庁において公表(災害情報システム上における住民拠点SSの基礎情報を「マスタデータ」、住民拠点SSの基礎情報の一覧を「住民拠点SS一覧」)することに同意するとともに、災害時には災害情報システムにより速やかに営業状況等の報告を同庁に対して行うこととされている。

2 本院の検査結果

1(1)の補助事業については、平成29年度から令和元年度までの間に補助事業により整備された住民拠点SS6,906か所(事業費計162億5070万円、国庫補助金交付額計147億5343万円)を対象として、1(2)の災害情報システムについては、平成29年度から令和2年度までの整備及び運用に係る経費計4548万円を対象として、検査を行ったところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 自家発電設備の活用及び管理の状況

ア 災害による大規模な停電時に自家発電設備が速やかに活用されていない事態

大規模な停電を伴う大規模自然災害(以下「対象災害」)<sup>(注1)</sup>が発生した時点で自家発電設備が設置されていた11道府県の住民拠点SS1,179か所のうち半日以上の長時間の停電があった住民拠点SS345か所を対象に停電発生後速やかに自家発電設備が活用されているか確認したところ、14か所(事業費計3472万円、国庫補助金交付額計3188万円)は、台風が接近する前から臨時休業を判断するなどして、その後、事業継続が困難となるような給油所設備の損傷、従業員の負傷等がなく、台風が通過して暴風警報が解除されるなどして給油できる環境が整っていて自家発電設備を速やかに活用して営業を再開等することが可能であったのに、営業を再開等しておらず、

住民拠点SSを整備した効果がほとんど発現していなかったと認められる。

(注1) 大規模な停電を伴う大規模自然災害 平成30年台風第21号、平成30年北海道胆振東部地震、平成30年台風第24号、令和元年台風第15号、令和元年台風第19号及び令和2年台風第10号

(注2) 11道府県 北海道、大阪府、千葉、神奈川、長野、静岡、和歌山、兵庫、長崎、鹿児島、沖縄各県  
イ 住民拠点SSの運営を中止したり、補助事業を承継したりするなどの場合に、財産処分手続が適正にとられていない事態

交付要綱等によれば、事業主体は、処分制限期間内に処分制限財産に該当する自家発電設備等の使用を中止しようとするときなどには、協会による財産処分に係る承認を得なければならないこととされている。しかし、住民拠点SS46か所(財産処分時点における自家発電設備の残存簿価相当額計7751万円(国庫補助金相当額同額))を運営する25事業主体は、補助事業により設置した自家発電設備が処分制限期間(8年間)内であったにもかかわらず、住民拠点SSの運営を中止したり他の揮発油販売業者に承継したりするなどして、当該自家発電設備について協会の承認を得ないまま無断でその使用を中止するなどの財産処分を行っていた。

### (2) 災害情報システムの運用の状況

交付要綱等によれば、事業主体は、当該事業主体が運営する住民拠点SSとしての基礎情報を災害情報システムに登録することとされている。しかし、住民拠点SSの基礎情報が事業主体の廃止、事業譲渡、合併等により変更されているにもかかわらず、21事業主体の34か所については半年以上1年未満、20事業主体の31か所については1年以上、マスタデータが更新されていない状況となっていた。このため、正確な情報が反映されないまま住民拠点SS一覧が公表されていた。

また、対象災害のうち台風の際における災害情報システムを活用した情報収集及び公表の状況を確認したところ、同庁は、平成30年台風第21号の際には、情報収集が必要であると判断し、災害情報システムを活用して事業主体等から住民拠点SSの営業状況等の情報収集を行っていたものの、その後、複数の対象災害が発生した際には、どのような場合に災害情報システムを活用するかという判断基準を設けていなかったこともあり、災害情報システムを活用した情報収集を行っていなかった。また、いずれの場合も、地域住民に対して災害情報システムを活用した住民拠点SSの営業状況等の公表を行っていなかった。しかし、いずれの対象災害においても大規模な停電が長時間にわたって発生していたことから、同庁において、災害情報システムの活用を検討するなどして住民拠点SSの営業状況等の情報収集や公表を行う必要があると認められる。

### 3 本院が要求する是正の処置及び求める是正改善の処置並びに要求する改善の処置及び表示する意見

同庁において、自家発電設備が事業主体により適切に管理され、災害時に住民拠点SSが速やかに地域の燃料供給拠点として機能するよう、また、災害時に住民拠点SSの営業状況等を効果的に公表できるよう、次のとおり是正の処置を要求し及び是正改善の処置を求め並びに改善の処置を要求し及び意見を表示する。

ア 事業主体に対して、災害による停電時に住民拠点SSが地域の燃料供給拠点として機能するよう、住民拠点SSの役割を踏まえて、給油所設備の損傷、従業員の負傷等がなく給油できる環境が整った場合には、速やかに自家発電設備を活用して営業を再開等することの重要性について、改めて協会を通じて通知するなどして周知徹底を図ること(会計検査院法第36条の規定により改善の処置を要求するもの)

イ 協会に対して、25事業主体の自家発電設備について、速やかに所要の財産処分手続をとらせるとともに、このうち9事業主体については財産処分時点における自家発電設備の残存簿価相当額の協会を通じての国庫への納付を行わせるよう求めること(同法第34条の規定により是正の処置を要求するもの)

また、揮発油販売業者から揮発油等の品質の確保等に関する法律に基づく届出がされた場合に、当該給油所が住民拠点SSであるかどうか照合するなど適時に協会と情報共有を行い、必要に応じ

て財産処分手続を行わせるとともに、事業主体に対して、住民拠点SSの運営を中止したり、補助事業を承継したりするなどの場合であっても、自家発電設備の処分制限期間を経過するまでは財産処分手続の必要がある場合に該当することについて、改めて協会を通じて通知するなどして周知徹底を図ること(同法第34条の規定により是正改善の処置を求めるもの)

ウ 住民拠点SSに関する情報について、適時にマスターデータを更新して速やかに住民拠点SS一覧に反映することとともに、台風等の災害の場合に災害情報システムを活用して情報収集や公表を行うための判断基準を設けるなどして、住民拠点SSの営業状況等を効果的に公表できる体制を整備すること(同法第36条の規定により意見を表示するもの)